

議案第93号

鎌田地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年 9月 9日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成20年 1月 1日現在の地番による。)
大字鎌田字下モ平	大字鎌田字下モ平のうち1226、1242以外の区域
大字鎌田字坂戸	大字鎌田字下モ平1226、1242 大字鎌田字坂戸のうち39、49、51、52、62、76と一体をなす国有地の一部 以外の区域
大字鎌田字坂戸前田	大字鎌田字坂戸39、49、51、52、62、76と一体をなす国有地の一部 大字鎌田字坂戸前田の全域
大字鎌田字釜谷	大字鎌田字釜谷のうち1122の2以外の区域
大字鎌田字絵図見	大字鎌田字釜谷1122の2 大字鎌田字絵図見の全域
大字鎌田字大谷河原	大字鎌田字大谷河原の全域 大字鎌田字大谷口857の1 大字鎌田字大谷1119の2、1120
大字鎌田字大谷口	大字鎌田字大谷口のうち857の1以外の区域

大字鎌田字大谷	大字鎌田字大谷のうち1119の2、1120以外の区域
大字鎌田字松葉ケ谷	大字鎌田字松葉ケ谷の全域 大字鎌田字向フ山1077の2
大字鎌田字松葉ケ谷口	大字鎌田字松葉ケ谷口の全域 大字鎌田字重洞1023の2、1031、1036、1037及びこれらと一体をなす国有地
大字鎌田字重洞	大字鎌田字重洞のうち1023の2、1031、1036、1037及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
大字鎌田字向フ山	大字鎌田字向フ山のうち1077の2以外の区域